

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月30日

【事業年度】 第9期(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)

【会社名】 株式会社TOKYO BASE
(旧社名 株式会社STUDIOUS)

【英訳名】 TOKYO BASE Co., Ltd.
(旧英訳名 STUDIOUS Co., Ltd.)
(注)平成28年5月27日開催の第8回定時株主総会の決議により、平成28年6月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 谷 正人

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

【電話番号】 03-6712-6842(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 中水 英紀

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

【電話番号】 03-6712-6842(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 中水 英紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
売上高 (千円)	1,873,272	3,085,800	4,470,026	6,089,221	9,356,452
経常利益 (千円)	244,453	497,561	626,985	647,040	1,266,154
当期純利益 (千円)	137,084	306,921	385,540	432,588	856,285
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	37,350	37,350	37,350	260,595	263,043
発行済株式総数 (株)	2,050	2,050	2,050	2,219,100	13,458,600
純資産額 (千円)	243,934	550,855	936,396	1,815,476	2,681,648
総資産額 (千円)	932,680	1,339,937	1,947,190	2,792,176	5,113,591
1株当たり純資産額 (円)	118,992.61	44.79	76.13	136.35	198.87
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	66,870.54	24.95	31.34	33.86	64.06
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	28.68	54.66
自己資本比率 (%)	26.2	41.1	48.1	65.0	52.3
自己資本利益率 (%)	78.2	77.2	51.9	31.4	38.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	10.87	44.26
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	372,230	356,825	347,035	1,371,826
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	116,307	252,286	360,968	341,806
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	157,667	145,671	120,820	561,793
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	-	601,279	851,489	958,376	2,550,190
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	32 (35)	43 (46)	68 (55)	99 (64)	138 (62)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 第5期、第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 第5期、第6期及び第7期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。

また、当社は平成28年3月1日付にて普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の株価収益率については、第8期末時点の株価が権利落ち後の株価となっているため、これを当該株式分割を調整した1株当たり当期純利益で除して算定しております。

7. 当社は第6期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。
8. 第6期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第5期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
9. 第6期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日公表分)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当社は、平成27年5月27日付で普通株式1株につき1,000株、平成28年3月1日付にて普通株式1株につき3株、平成28年9月1日付にて普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

年月	変遷の内容
平成20年12月	株式会社STUDIOUSを設立(資本金300万円)
平成21年3月	株式会社デイトナ・インターナショナルより「STUDIOUS 原宿本店」及び「STUDIOUS ONLINE STORE」の譲受により、STUDIOUS事業開始
平成22年2月	関西地区初となる、「STUDIOUS 心齋橋店」を出店
平成22年3月	株式会社デイトナ・インターナショナルより「STUDIOUS 新宿店」を譲受、これをもって全STUDIOUS店舗を取得し事業譲受が完了。
平成23年8月	株式会社スタートトゥデイ運営のオンラインモール「ZOZOTOWN」内に、「STUDIOUS ZOZOTOWN」出店
平成24年12月	関西地区初の路面店「STUDIOUS 南堀江店」を出店
平成25年3月	中京地区初となる、「STUDIOUS 名古屋店」を出店
平成25年12月	「ZOZOTOWN」内に、新たに「STUDIOUS:Lab.」(現「STUDIOUS SELECT」)を出店
平成26年11月	九州地区初となる、「STUDIOUS 福岡店」を出店
平成27年3月	UNITED TOKYO業態を開始し、「UNITED TOKYO WOMENS新宿店」、「UNITED TOKYO MENS新宿店」、自社直営WEBサイト「UNITED TOKYO ONLINE STORE」、「ZOZOTOWN」内に、「UNITED TOKYO ZOZOTOWN」の4店を出店
平成27年4月	UNITED TOKYO業態として初めての関西地区店舗「UNITED TOKYO 大阪店」を出店
平成27年9月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
平成27年10月	UNITED TOKYO業態として初めての中京地区店舗「UNITED TOKYO 名古屋店」を出店
平成28年3月	UNITED TOKYO業態として初めての九州地区店舗「UNITED TOKYO 福岡店」を出店
平成28年6月	商号を株式会社TOKYO BASEに変更
平成28年9月	香港に100%子会社「TOKYO BASE HONG KONG LIMITED」(現在非連結子会社)を設立
平成29年2月	東京証券取引所市場第一部に上場市場を変更
平成29年4月	当社初の海外店舗「STUDIOUS 香港店」を、中華人民共和国香港特別行政区に出店

3【事業の内容】

当社は、衣料品及び身の回り品、雑貨類の小売販売事業を主な事業として取り組んでおります。当社は、「日本発ファッション・スタイルを世界へ」という企業理念により、日本国内の最先端TOKYOブランド（注1）に特化したセレクトショップ「STUDIOUS」及び、日本の高い技術と品質によって作られた商品に特化したグローバルコンテンポラリーブランド（注2）「UNITED TOKYO」の運営を行っており、「STUDIOUS」においては取扱う商品全てが日本国内ブランド商品または日本国内で生産されたオリジナル商品であり、「UNITED TOKYO」においては全てが日本国内で生産されたオリジナル商品であります。

なお、当社は、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、実店舗・インターネット販売について記載しております。

（注1） 日本国内の最先端TOKYOブランドとは、原宿・青山・表参道エリアを中心とした東京の流行発信地における、トレンドセッターと呼ばれる流行最先端の人々が現在進行形で身につける、最も旬な国内ブランドと当社では位置づけております。

（注2） グローバルコンテンポラリーブランドとは、日本の高い技術と品質によって作られた商品を、TOKYOを拠点とするファッションデザイナー、アーティスト、スタイリスト、フォトグラファー等の手がけるクリエイションと共に全世界へ展開していく、発信型のブランドと当社では位置づけております。

（「STUDIOUS」と「UNITED TOKYO」 2つの業態の違い）

	STUDIOUS	UNITED TOKYO
コンセプト	日本国内の最先端TOKYOブランドに特化したセレクトショップ	日本の新たなモードスタイルを世界へ発信するALL MADE IN JAPANの「グローバルコンテンポラリー」ブランド
ターゲット年齢層	20代から30代	20代から40代
サイズ展開	細め	一般的
取扱商品	ブランド商品と、（ブランド商品への入門的位置づけの）オリジナル商品	（幅広い層のお客様に、日本のクリエイティビティや品質をワードローブに取り入れていただくための）オリジナル商品

「STUDIOUS」は「UNITED TOKYO」より衣料品への消費嗜好が高めの顧客層を想定しております。また、想定顧客単価を若干高めに想定しております。

(商品の分類)

ブランド商品	ブランド商品は、当社のバイヤーが日本国内のファッションブランドより買い付けた商品であります。STUDIOUS業態店舗で取扱いしております。 (取り扱いブランドの一例) 「JUNYA WATANABE COMME des GARÇONS MAN」、「kolor」、「UNDERCOVER」、「SOPH.」、「MIHARAYASUHIRO」、「JOHN LAWRENCE SULLIVAN」、「ATTACHMENT」、「N.HOOLYWOOD」、「White Mountaineering」、「JULIUS」、「LAD MUSICIAN」、「FACTOTUM」、「soe」、「beautiful people」、「G.V.G.V」、「muller of yoshiokubo」、「plumpynuts」、「TOGA PULLA」、「08sircus」、「MUVEIL WORK」、「AKIRA NAKA」、「ADAWAS」、「Pippichic」、「WACKO MARIA」、「Yohji Yamamoto」、「ISSAY MIYAKE」
オリジナル商品	オリジナル商品は、当社の商品企画担当者が、国内縫製メーカー等と連携し、当社独自の商品として販売するものであります。実際に店舗でお客様と接する店舗スタッフの意見を取り入れ、試作を行いながら製作しております。ブランド商品と比較して価格も手頃なため、店舗に来られるお客様にとって、日本製品の良さを知っていただく役割も担っている商品と当社では位置づけております。 商品は、STUDIOUS業態店舗向けのもの、UNITED TOKYO業態店舗向けのものに分けられます。

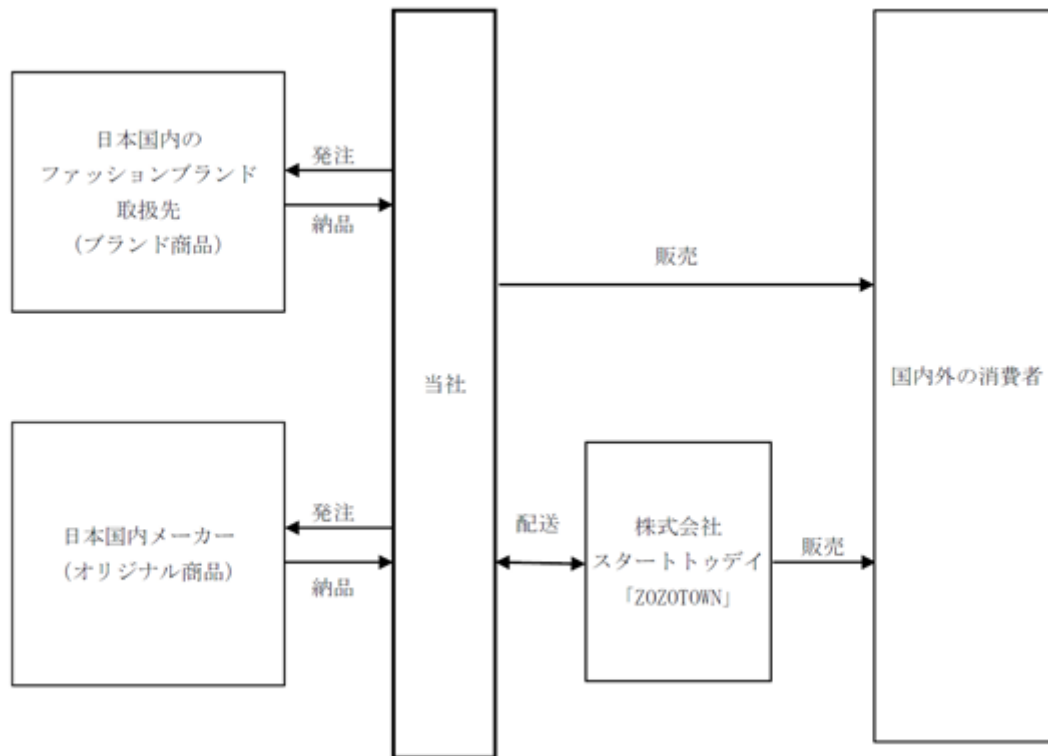
(1) 実店舗販売

当社は平成29年2月末現在、国内では東京・原宿や大阪・南堀江等に、落ち着いた雰囲気でお客様に買い物を楽しんでいただける路面店を7店(全てSTUDIOUS業態)、お客様が足を運びやすい大都市圏ファッションビルに入居するビルイン店舗を24店(STUDIOUS業態16店、UNITED TOKYO業態8店)展開しております。当社の店舗スタッフは販売に加え、店舗独自の販促企画等店舗運営、ブランド展示会に出向いての仕入商品選定、及びオリジナル商品企画担当者を交えて本部で行われる商品企画にも関わっております。

(2) インターネット販売

当社は平成29年2月末現在、自社直営Webサイト「STUDIOUS ONLINE STORE」、「STUDIOUS GLOBAL ONLINE STORE」、「UNITED TOKYO ONLINE STORE」、株式会社スタートトゥデイの運営するオンラインモール「ZOZOTOWN」内に「STUDIOUS ZOZOTOWN」、「STUDIOUS SELECT」、「STUDIOUS CITY ZOZOTOWN」、「UNITED TOKYO ZOZOTOWN」計7店舗を運営しております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
138 (62)	29.2	3.1	5,138

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
4. 従業員数が前事業年度末と比較して39名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、海外情勢が大きく変化するなか、政府や日銀によって各種政策が実行されましたが、回復の勢いは弱く、雇用情勢は堅調に推移したものの、個人消費については力強さを欠くものとなりました。

当社の属する衣料品販売業界におきましては、ここ数年の実店舗からEC店舗へ販路が変わっていく流れは継続しているほか、後半の急速な気温低下によって、冬物商材の販売が好調な企業も散見されました。

このような状況のもとで、当社は、前事業年度より引き続き、商品力の強化、戦略的な店舗展開、人材の確保と育成、インターネット販売の強化等に取り組んでまいりました。

また、前事業年度より開始した業態「UNITED TOKYO」につきましても、当事業年度も引き続き、積極的に経営資源を投入しました。

出店は、STUDIOUS業態におきましては、「STUDIOUS 博多店」、「STUDIOUS 3rd 原宿店」、「STUDIOUS CITY 新宿店」、「STUDIOUS CITY 名古屋店」、「STUDIOUS CITY 大阪店」、「STUDIOUS USED 原宿店(現:STUDIOUS LAB)」の6店舗に加えて、海外向けEC店舗として、「STUDIOUS GLOBAL ONLINE STORE」、株式会社スタートトゥデイ運営のオンラインモール「ZOZOTOWN」内に「STUDIOUS CITY ZOZOTOWN」がオープンいたしました。なお、「STUDIOUS CITY」は、既存店舗に比べ、ハイエンドな顧客層をターゲットとしまして、当事業年度より開始した派生業態であります。また、「STUDIOUS USED 原宿店」は、リユース業界における成長市場の発見を目指し、昨年4月に新店した派生業態でありましたが、本年2月より新たなテスト業態として「STUDIOUS LAB」として業態変更いたしました。一方、UNITED TOKYO業態におきましては、「UNITED TOKYO 福岡店」、「UNITED TOKYO WOMENS 池袋店」、「UNITED TOKYO MENS 池袋店」がオープンいたしました。

また、STUDIOUS業態におきまして、「STUDIOUS WOMENS 渋谷店」をクローズし、「STUDIOUS TOKYO 神南店」の1階部分に、「STUDIOUS TOKYO WOMENS 神南店」をオープンいたしました。これに伴い、「STUDIOUS TOKYO 神南店」は、2階部分に集約させ、「STUDIOUS TOKYO MENS 神南店」と改称いたしました。

なお、「STUDIOUS TOKYO 梅田店」におきましては、平成27年4月より営業開始以降、早期軌道化に取り組んでまいりましたが、収益が想定より大きく下回った状態が継続したため、同店に属する有形固定資産につきまして27,780千円の減損処理を行いました。

以上により、当事業年度の業績は、売上高9,356,452千円(前年同期比53.7%増)、営業利益1,290,824千円(同95.5%増)、経常利益1,266,154千円(同95.7%増)、当期純利益856,285千円(同97.9%増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ1,591,813千円増加し、当事業年度末には2,550,190千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は1,371,826千円(前年同期比295.3%増)となりました。

収入の主な内訳は、税引前当期純利益1,238,374千円、仕入債務の増加額363,951千円、未払費用の増加額95,633千円、未払消費税等の増加額84,790千円、減価償却費74,973千円、及び賞与引当金の増加額53,616千円であり、支出の主な内訳は、たな卸資産の増加額261,595千円、売上債権の増加額180,716千円、及び法人税等の支払額227,668千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は341,806千円(同5.3%減)となりました。

これは、主に有形固定資産の取得による支出196,438千円及び差入保証金の差入による支出145,924千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は561,793千円(同365.0%増)となりました。

これは主に、長期借入による収入が600,000千円あった一方、上場関連費用の支出25,869千円及び長期借入金の返済による支出22,224千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当社は、衣料品販売事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	
	仕入高	前年同期比(%)
衣料品販売事業(千円)	4,639,047	142.8
合計(千円)	4,639,047	142.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当社は、衣料品販売事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	
	販売高	前年同期比(%)
衣料品販売事業		
うち、実店舗販売(千円)	6,116,597	144.9
うち、インターネット販売(千円)	3,239,855	173.4
合計(千円)	9,356,452	153.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 参考として販売経路ごとの内訳を記載しております。

3【対処すべき課題】

当社は下記の9点を今後の事業展開における、対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

(1) 商品力の強化

当社は、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続き日本国内の有望ブランドの開拓・獲得を推進するとともに、当社独自のピッカー制度（店舗主導の商品選定制度）によって、商品選択の精度向上とプロパー消化率（注）の向上を図ってまいります。

なお、当社独自のオリジナル商品につきましても、引き続き日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることにより、高品質で付加価値の高い商品の開発及び他社との差別化を図ってまいります。

（注）プロパー消化率とは、各シーズンの全商品のうち、定価で売れた商品の比率のことをいいます。

(2) 優良な仕入先の確保

当社のオリジナル商品は、全て日本国内の仕入先より調達しておりますが、当社の業容拡大により、既存の仕入先では当社の注文を受けきれなくなることが考えられるため、質・量・価格ともに当社の事業規模拡大に対応できる仕入先を開拓することが課題であります。このため当社では、事業本部長及び商品部門の従業員が、産地に向いての調査など、新たな仕入先の確保に、積極的に取り組んでおります。

(3) 戦略的な店舗展開

当社は、出店候補地について商圈規模、立地条件並びに賃料形態といった要素から店舗採算を総合的に勘案して決定しておりますが、中でも立地条件によって店舗収益が左右されることから、これを出店戦略上の最重要要素として認識しております。今後も集客力を有する大都市圏を中心に出店を進めていく方針であります。引き続き国内主要都市の優良デベロッパーとの関係強化及び物件・テナント情報の収集を継続し、有望な出店場所の確保に注力してまいります。

また、成長市場であるアジアの中心の1つである香港に、平成29年4月より出店いたしました、「STUDIOUS 香港店」は、当社の海外展開の可能性を占う試金石であり、全社全力をあげて成功のために邁進する所存であります。

(4) 大型店舗の運営力強化

既存店の中でも比較的小規模な店舗においては、スペースの制約から商品ラインナップが限定され、来店客の多様なニーズに必ずしも応えきれっておりません。このため、当社では店舗の大型化を推進し、幅広く商品展開することで、販売の機会ロスを減少させたいと考えております。しかしながら、大型店舗にはより多くの設備投資、在庫の保持が必要であり、運営の成否によっては多額の損失が発生する可能性もあります。

大型店の運営力強化のために、取扱ブランド・アイテム数の拡充、在庫投入のタイミング・数量の適正化、店舗オペレーション手法の工夫、管理体制の整備等の施策を、引き続き推進してまいります。

(5) 人材の確保と育成

衣料品販売事業においては、高単価のブランド商品を販売する場合、商品知識及び顧客ニーズを的確に捉えた提案能力が必要であります。スタッフの育成には、一定の教育期間を要するため、今後の店舗展開を踏まえて人材採用・育成を推進し、サービスの向上に努めてまいります。

人事政策につきましては、実力主義・結果主義に基づいた、公正な人事評価制度の構築、インセンティブ制度の拡充により、従業員のモチベーション向上を図るとともに、研修制度の拡大を行う方針であります。

また、新卒採用につきましても、数・質ともに、引き続き強化を進めてまいります。人材獲得競争が激化するなか、採用説明会に加えて、インターンシップ制度等施策を通じ、当社の魅力を十分に伝え、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、海外顧客への対応と、海外店舗派遣人員育成のため、留学生を中心としたマルチリンガル人材の採用にも、注力してまいります。

(6) STUDIOUS業態・UNITED TOKYO業態の規模拡大

創業来手がけているSTUDIOUS業態と、平成27年3月にスタートしたUNITED TOKYO業態は、これまでも当社の成長の大きな源泉として、高い成長を維持しております。平成30年2月期以降も業容を拡大させるべく、引き続き、確度の高い商品投入計画の策定、出店地の吟味、取扱商品の綿密な企画、原価やプロパー消化率のコントロール、優秀な人材資源の投入を行ってまいります。

(7) インターネット販売の強化

当社のインターネット経由の売上の、平成29年2月期における割合は全体の約34.6%と、同業他社と比べて高い水準にあります。オリジナル商品が全て日本製であるため、インターネットによる予約販売では迅速に商品を供給できることなどがインターネット販売比率の高さの一因であります。当社は引き続き、システムの見直しや人員配置の適正化、プレス活動の強化などに、尽力してまいります。また、当社は平成30年2月期より、取引先ブランドのZOZOTOWNショップ運営の受託を始めました。今後も当社が得意とするインターネット販売から最大限の収益を得るため、新たな手法も講じてまいります。

(8) 新業態の開発

当社は、事業規模をさらに拡大するために、STUDIOUS業態・UNITED TOKYO業態に続く、第3、第4の業態を開発し、既存の業態では取り込めていない市場を確保していくことが重要であると考えております。特に、当社がこれまで取り組んでいない「カジュアル市場」は、多くの競合他社がひしめき合う、競争の激しい市場であります。その市場規模の大きさは大変魅力的なものであります。当社がこれまで培ってきた、「日本発ファッション・スタイル」をカジュアル業態にも適応させるべく、調査・準備を、慎重かつ積極的に進めてまいります。

(9) M & Aの検討と実施

当社は、永続的に高い成長を実現するために、企業買収の検討を行っております。アパレル業界は消費低迷や消費者の審美眼の厳格化から、老舗ブランドや百貨店などを中心に、底の見えない不況に陥っています。一方で、販路のEC化の進展への対応や、既存の販売常識に囚われない店舗オペレーションによって、高収益をあげる企業も少なからず存在し、当社もそのうちの1つであると認識しております。当社の企業理念である、「アパレル業界の社会的地位向上」の実現のため、業界全体の活性化を図ることが重要であると考えております。1990年代から2000年代にかけて隆盛を極めた、「裏原系」とよばれるブランド群などの中には、EC店舗の売上拡大について、特に注力したい会社があると考えております。また、老舗企業の中には、本業の不振から、好調なブランドを手がける子会社を手放す場合があると考えております。このような企業に対し、当社の強みを発揮しその価値を高めることができるケースが少なからず存在すると、当社は考えております。このため、当社は積極的にM & Aの案件を発掘し、収益性を慎重に検討した上で、実施してまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) マクロ経済の状況について

経済環境の変化は、顧客の購買力を変化させ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、海外各国の景気動向や為替相場の変動等は、海外在住の顧客の購買力を変化させ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 消費者嗜好の変化について

当社は、流行の影響を受けやすい、衣料品・服飾品を中心に商品展開を行っております。特に、当社は、日本国内の最先端TOKYOブランドに特化し、取扱う商品は全てが日本国内ブランド商品または日本国内で生産されたオリジナル商品としており、こうした品揃えを支持するファッション感度の比較的高い顧客層を主体としております。

当社としては、今後も商品力の強化や新業態の展開等により、顧客の嗜好に 대응すると共に顧客層の拡大を図ってまいります。新規参入の企業による競合の影響等により、当社が顧客の嗜好に対応しきれない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 商品の品質について

当社で取り扱う商品について、検品や商品管理の不備により、不適切な商品を販売してしまった場合、当社のブランドイメージが毀損する範囲は当社のみならず、仕入先ブランドや入居する商業施設等多方面にわたります。これにより、お客様はじめ取引先への賠償や違約金の支払いが生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社のオリジナル商品は日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることで、他社に比べた品質の優位性を訴求しております。しかし、万一生産委託先において、生産国の虚偽表示があった場合、当社のブランドイメージを毀損し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新規業態等について

当社は、ターゲット顧客層の拡大を目的に、新業態の立ち上げや海外展開等の取り組みを進めてまいります。当初想定していた成果を上げることができない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害・事故等について

当社の事業拠点の周辺において地震・火災等の自然災害やテロ・騒擾行為等の人災が発生した場合、営業活動上支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の全店舗は大都市圏の駅前に立地しており、顧客の大部分は鉄道等公共交通機関を利用して来店します。このため、公共交通機関において、事故やストライキ、テロ等が発生し、来店客数が減少した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット販売においては、回線障害等ブロードバンド環境や携帯端末を使ったインターネット接続環境が悪化もしくは中断された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 天候等について

冷夏や暖冬、長梅雨、大雪等、天候変化により、季節的商品の売れ行きに影響を受けた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 取引先について

当社が売掛債権を有する取引先や、テナントとして出店している商業施設については、大手デベロッパーや大手クレジットカード会社等、信用力の高い企業がほとんどですが、万が一倒産その他の事由により売掛債権・保証金等が回収できなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、仕入先につきましては、ブランドの事業方針や戦略等の見直し、経営状況や財務内容の悪化等により当社への商品供給の遅延、納入数量の減少または不能等が発生した場合には、営業活動上支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の企業が運営する商業施設への出店集中等について

当社はターミナル駅への出店戦略として、同一地域内でトップクラスの集客力を持つ商業施設に出店する方針としております。これに伴い、特定の企業が運営する商業施設への出店が集中しております。現時点においてこれに該当する店舗の集客力は高い状況ですが、今後、出店先を取り巻く環境の変化等により、集客力が変動した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、店舗物件で当社の出店条件に合致した物件がない等により、計画通りに出店できない場合には、計画通りの売上高が計上できない可能性があります。また、商業施設の集客力低下等の既存店舗立地環境の変化等により、収益性が低下して退店が必要となった場合には、計画通りの売上高が計上できないことに加えて、減損損失を計上する可能性があります。更に、今後の出店先の経営方針の変更により、当社が営業活動の方針変更を余儀なくされ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定の企業が運営するオンラインモールでの売上依存度について

当社のインターネット販売売上の大部分が、特定の企業が運営するオンラインモールに出店した店舗の売上であります。現時点において、該当するオンラインモールの集客力は高い状況ですが、今後、出店先を取り巻く環境の変化等により、集客力が変動した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の出店先の経営方針の変更により、当社が営業活動の方針変更を余儀なくされ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材について

当社で手がける店舗では、独自のピッカー制度（店舗主導の商品選定制度）を導入しており、店舗スタッフの業務は単なる販売オペレーションに留まるものではありません。また、当社では付加価値の高い商品を取扱いに努めており、その為に必要な、商品知識及び顧客ニーズを的確に捉えた提案能力は、一朝一夕に体得できるものではありません。また、商品企画担当者、パイヤー等、専門的業務に従事する従業員も多く、加えて、従業員のメディア露出による販売促進活動も行っております。このように、当社にとっては人材は重要な経営資源であります。このため、人材市場の需給が引き締まった場合や、当社にとって重要な人材が外部に流出した場合に、業容拡大の計画や営業活動に支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 代表取締役CEO谷正人への依存の高さについて

当社の創業者であり、代表取締役CEOである谷正人は、当社の事業展開の方向性の決定や、毎シーズンの商品構成の決定等、当社の意思決定過程において重要な役割を果たしています。このため、当社は組織的な意思決定システムの構築や、マネジメントを担い得る人材の育成により、谷個人への依存度を引き下げる努力を行っておりますが、谷が何らかの事情で通常の職務を遂行できなくなる場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) システムについて

当社は事業運営において、POSシステム、インターネット販売システム、会計システム等各種システムを使用しております。これらが万一機能不全に陥った場合、事業活動に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 知的財産権について

当社では国内外で商標権など知的財産権を所有しており、法令の定めに従って権利の保全に努めていますが、第三者による当社の権利の侵害により、企業・ブランドイメージの低下、商品開発の阻害を招いた場合には、当社の経営成績もしくは財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では第三者の知的財産権を侵害しないよう監視・管理を行っておりますが、万一第三者から損害賠償及び使用差し止め請求等が為され金銭の支払いが発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 各種法令について

当社事業を取り巻く、特定商取引に関する法律等諸法令や、消費税・法人税等各種租税について、今後変更があった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社では法令遵守を徹底しておりますが、万一各種法令に違反する事象が起きた場合、当社のブランドイメージの毀損や損害賠償など多額の費用負担等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 情報管理について

当社は営業活動上、個人情報保有しております。個人情報漏洩防止の対策は万全を期しておりますが、万一情報漏洩が起こった場合は、賠償責任の発生や信用失墜により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 小規模組織であることについて

当社は、役員7名及び従業員数が138名(平成29年2月末現在)と小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社は今後の急速な事業拡大に応じて従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 内部管理体制の強化について

当社は、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権(以下「ストック・オプション」という。)を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、新株式が発行され、株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は2,610,000株であり、発行済株式総数13,482,600株の19.4%に相当しております。新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照下さい。

(19) 配当政策について

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

創業以来、当社の事業は拡大を続けており、引き続き、内部留保の充実を図りながら、事業拡大のための投資に資金を投じてまいります。株主価値を最大化するものと考えております。このため、創業以来平成29年2月期まで無配としており、今後の配当等株主還元の実施につきましても、業容拡大のスピード及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。なお、内部留保につきましては、財務体質の強化、及び事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。

これら見積りや判断には不確実性が存在する為、見積った数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産

当事業年度における資産合計は前事業年度末に比べて2,321,414千円増加し5,113,591千円となりました。これは、主として現預金が1,591,813千円、売掛金が180,716千円、商品が260,575千円、及び差入保証金が105,260千円増加したことによるものです。

負債

当事業年度における負債合計は前事業年度末に比べて1,455,241千円増加し2,431,942千円となりました。これは、主として買掛金が363,951千円、1年内返済予定の長期借入金が133,344千円、未払費用が95,633千円、未払法人税等が199,527千円、長期借入金が444,432千円、増加したことによるものです。

純資産

純資産は前事業年度末に比べて866,172千円増加し2,681,648千円となりました。これは、主として当期純利益856,285千円を計上したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照下さい。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照下さい。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、衣料品販売事業をコアに事業展開しております。従いまして、個人消費の動向や、各商圏の競合動向等は利益を左右する重要な要因となります。

そのような動向を注視しつつ、当社は代表取締役CEOが社員全員出席の会議にて、直接売上目標や行動指針、経営戦略等のビジョンを発表し、総合的な事業目標を周知しております。これを受けて、各店舗・部門においては各々の独自性を活かし、個別に創意工夫をしながら営業活動を行っております。また、経済産業省「平成27年度我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によりますと、インターネット小売業界の市場規模は13.7兆円で、そのうち、「衣類・服装雑貨等」の市場規模は1.3兆円となっており、今後も高い成長が続くと見込んでおります。当社は、アパレル業界におけるEC化の先駆者であり、この恩恵を最大化すべく、引き続き、たゆまぬ努力を続けてまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、経営課題に対する施策の実施に努めております。また、当社が最も重要な経営資源と考える人材については、出店計画に応じて綿密に人員計画を策定することで採用活動を適時に行うほか、教育研修制度を充実させることで必要な人材の確保に努める方針です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は207,606千円（無形固定資産を含む）であり、その主な内容は、当事業年度において出店しました「UNITED TOKYO 福岡店」や「STUDIOUS 博多店」等の店舗設備取得に係る投資であります。なお、設備投資に要した資金は公募増資資金及び自己資金より充たいたしました。

設備投資額の内訳は以下のとおりとなっております。なお、当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

設備投資内訳

店舗別	投資額	内容
本社	33,059千円	本社屋拡張移転に係る投資等
UNITED TOKYO 福岡店	31,195千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 博多店	19,224千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS WOMENS 新宿店	17,735千円	店舗拡張移転に係る投資等
STUDIOUS CITY 名古屋店	16,146千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS CITY 新宿店	15,576千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO MENS 池袋店	15,010千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO WOMENS 池袋店	14,964千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS CITY 大阪店	14,523千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS LAB	10,968千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 3rd 原宿店	9,220千円	店舗設備取得に係る投資等
その他	9,982千円	店舗改装に係る投資等
合計	207,606千円	

（注）出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

2【主要な設備の状況】

当社は平成29年2月末現在、国内に31ヶ所、インターネット上に7ヶ所の店舗を運営しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年2月28日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社(共用) 衣料品販売事業	事務所・ 物流拠点	21,203	2,171	7,888	-	31,263	40(1)
STUDIOUS原宿本店 (東京都渋谷区)	衣料品販売事業	店舗設備	6,977	197	-	804	7,979	6(1)
STUDIOUS京都店 (京都府京都市下京区)	衣料品販売事業	店舗設備	34,049	1,935	-	-	35,984	5(1)
UNITED TOKYO大阪店 (大阪府大阪市北区)	衣料品販売事業	店舗設備	27,960	215	-	-	28,176	5(3)
UNITED TOKYO福岡店 (福岡県福岡市中央区)	衣料品販売事業	店舗設備	27,077	873	-	-	27,950	3(3)
UNITED TOKYO名古屋店 (愛知県名古屋市中区)	衣料品販売事業	店舗設備	25,028	1,999	-	-	27,027	4(3)
UNITED TOKYO エキスパンティ店 (大阪府吹田市)	衣料品販売事業	店舗設備	24,618	770	-	-	25,389	3(2)

- (注) 1. 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
 5. 当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの主要な設備の状況の記載を省略しております。
 6. 本書提出日現在においては、国内に33ヶ所、海外に1ヶ所、インターネット上に7ヶ所の店舗を運営しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加売場 面積
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
UNITED TOKYO 横浜店 (神奈川県横浜市西区)	衣料品 販売事業	店舗設備	25,872	25,872	自己資金	平成29年2月	平成29年3月	56坪
UNITED TOKYO 丸の内店 (東京都千代田区)	衣料品 販売事業	店舗設備	23,674	23,674	自己資金	平成29年2月	平成29年3月	60坪
STUDIOUS なんば店(仮) (大阪府大阪市浪速区)	衣料品 販売事業	店舗設備	37,800	-	自己資金	平成29年6月	平成29年7月	84坪
平成30年2月期出店予定 4店舗(上記店舗除く)	衣料品 販売事業	店舗設備	108,000	-	自己資金	平成29年8月	平成29年9月	(注)2

(注) 1. 出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

2. 現時点において増加売場面積を見積もることは困難であることから、記載しておりません。

3. 当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの重要な設備の新設等の記載を省略しております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成29年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成29年5月30日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	13,458,600	13,482,600	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら限 定のない、当社におけ る標準となる株式であ ります。単元株式数は 100株であります。
計	13,458,600	13,482,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成29年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成24年4月26日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	225(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,350,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年4月27日 至平成34年4月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 17 資本組入額 8	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人による 新株予約権の行使は認め ない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、取締役会の 承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の
数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1
円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるもの
を除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げ
るものとしします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通
株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」
を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転
(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時
点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞ
れの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と
いう。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、
再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定め
に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設
分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

4. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承
認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総
会(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会)で決議されたときは、本新株予約権を無償にて取得
することができるものとしします。

平成25年12月19日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	125(注)1	121(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750,000(注)1	726,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年12月20日 至平成33年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、以下 に定める日のいずれか遅い日から平成33年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

平成27年12月20日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場した日から1年を経過した日

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたとき
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

平成26年12月12日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	32(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	79(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年12月13日 至平成33年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 79 資本組入額 39	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合（新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職）はこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。新株予約権者は、以下 に定める日のいずれか遅い日から平成33年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。
- 平成28年12月13日
甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他（国内国外を問わず）株式公開市場に上場した日から2年を経過した日
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたとき
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

平成28年8月26日臨時取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	3,460(注)1	3,420(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	346,000(注)1	342,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,476(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成29年6月1日 至平成33年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,476 資本組入額 738	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、平成29年2月期から平成31年2月期のいずれかの期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）におけるのれん償却前営業利益が下記（a）乃至（b）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）乃至（b）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

（a）1,000百万円を超過した場合：行使可能割合：50%

（b）1,200百万円を超過した場合：行使可能割合：100%

ただし、平成29年2月期から平成31年2月期のいずれかの期におけるのれん償却前営業利益が660百万円を下回った場合には、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を無償にて取得することができるものとし、

（1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたとき

（2）新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成27年5月27日 (注)1	2,047,950	2,050,000	-	37,350	-	21,350
平成27年9月1日 (注)2	119,000	2,169,000	157,103	194,453	157,103	178,453
平成27年10月5日 (注)3	50,100	2,219,100	66,142	260,595	66,142	244,595
平成28年3月1日 (注)4	4,438,200	6,657,300	-	260,595	-	244,595
平成28年9月1日 (注)5	6,657,300	13,314,600	-	260,595	-	244,595
平成28年9月2日～ 平成29年2月28日 (注)6	144,000	13,458,600	2,448	263,043	2,448	247,043

- (注) 1. 株式分割(1:1,000)によるものであります。
2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
- 発行価格 2,870円
引受価額 2,640.4円
資本組入額 1,320.2円
払込金総額 314,207千円
3. 有償一般募集(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
- 発行価格 2,640.4円
資本組入額 1,320.2円
割当先 S M B C 日興証券株
4. 株式分割(1:3)によるものであります。
5. 株式分割(1:2)によるものであります。
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 平成29年3月1日から平成29年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が24千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ408千円増加しております。

(6)【所有者別状況】

平成29年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	8	25	89	45	5	6,367	6,539	-
所有株式数 (単元)	-	11,445	4,565	23,169	12,556	11	82,819	134,565	2,100
所有株式数 の割合 (%)	-	8.51	3.39	17.22	9.33	0.01	61.55	100	-

(注) 自己株式106株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に6株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成29年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
谷 正人	東京都渋谷区	2,123,500	15.77
鹿島 克美	東京都世田谷区	2,000,000	14.86
中水 英紀	東京都渋谷区	1,431,500	10.63
株式会社MT Asset Management	東京都渋谷区東1丁目2番20号	1,056,000	7.84
株式会社K Asset Management	東京都渋谷区神宮前3丁目21-8	680,000	5.05
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	492,300	3.65
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	470,200	3.49
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	390,800	2.90
株式会社ASIA Asset Management	東京都渋谷区鶯谷町14	388,000	2.88
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3-1	187,700	1.39
計	-	9,220,000	68.50

(注)平成28年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が平成28年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信株式会社
住所	東京都港区六本木七丁目7番7号
保有株券等の数	株式 822,400株
株券等保有割合	6.18%

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,456,500	134,565	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,000	-	-
発行済株式総数	13,458,600	-	-
総株主の議決権	-	134,565	-

【自己株式等】

平成29年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 TOKYO BASE	東京都渋谷区渋谷一丁目 2番5号	100	-	100	0.0
計	-	100	-	100	0.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成24年4月26日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成24年4月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成25年12月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成25年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、当社従業員38
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者によるストック・オプションの行使、退職・放棄等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員11名となっております。

(平成26年12月12日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成26年12月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員40
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職、放棄等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員30名となっております。

(平成28年8月26日臨時取締役会決議)

決議年月日	平成28年8月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員6、当社従業員33
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、役員6名、従業員32名となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	106	198,802
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	106	-	106	-

3 【配当政策】

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。

中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

創業以来、当社の事業は拡大を続けており、引き続き、内部留保の充実を図りながら、事業拡大のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。

このため、創業以来平成29年2月期まで無配としており、今後の配当等株主還元の実施につきましても、業容拡大のスピード及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、及び出店等による事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができます。

配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については定時株主総会であります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
最高(円)	-	-	-	4,400 (注2) 850	4,370 (注3) 4,010
最低(円)	-	-	-	1,930 (注2) 735	700 (注3) 1,316

(注) 1. 最高・最低株価は、平成29年2月17日より東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成27年9月2日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 株式分割(平成28年3月1日、1株 3株)による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

3. 株式分割(平成28年9月1日、1株 2株)による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年9月	10月	11月	12月	平成29年1月	2月
最高(円)	2,299	2,599	2,447	2,138	3,260	4,010
最低(円)	1,316	1,870	1,958	1,650	2,066	2,759

(注) 最高・最低株価は、平成29年2月17日より東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	-	谷 正人	昭和58年10月12日生	平成18年4月 株式会社デイトナ・インター ナショナル入社 平成19年4月 同社 事業部長 平成20年12月 当社設立 代表取締役CEO就任(現 任) 平成28年9月 TOKYO BASE HONG KONG LIMITED 取締役就任	(注)3	2,123,500
取締役 CFO	管理本部長	中水 英紀	昭和43年11月20日生	平成3年4月 日本アセアン投資(現:日本 アジア投資)株式会社入社 平成16年12月 株式会社ノバレーゼ入社 平成20年10月 株式会社デイトナ・インター ナショナル入社 平成20年12月 当社設立 取締役CFO就任(現任) 平成28年9月 TOKYO BASE HONG KONG LIMITED 取締役就任	(注)3	1,431,500
取締役	事業本部長	高嶋 耕太郎	昭和57年6月17日生	平成17年4月 株式会社デイトナ・インター ナショナル入社 平成22年9月 アマゾン ジャパン株式会社入 社 平成26年9月 同社ファッション事業本部 メンズアパレル商品部長就任 平成27年2月 同社ファッション事業本部 委託販売事業部 販売コンサル ティング部長就任 平成28年2月 当社入社 商品・ECデヴィジョン マネージャー就任 平成28年5月 取締役就任 事業本部長 (現任)	(注)3	
取締役	-	中垣 徹二郎	昭和48年2月2日生	平成8年4月 日本アジア投資株式会社入社 平成23年4月 同社 投資本部長 平成23年4月 DFJ JAIC Venture Partners,LLC(現:Draper Nexus Venture Partners,LLC)設立 Managing Director就任(現 任) 平成25年3月 DJパートナーズ株式会社設 立 代表取締役就任(現任) 平成25年12月 株式会社trippiece取締役就任 (現任) 平成26年5月 当社取締役就任(現任) 平成26年9月 株式会社イノーバ 取締役就任 (現任) 平成26年10月 Draper Nexus Venture Partners,LLC Managing Director(現任) 平成26年11月 株式会社SHIFT取締役就任(現 任) 平成28年9月 株式会社UNCOVER TRUTH取締役 就任(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	-	佐々木 陽三朗	昭和46年11月5日生	平成6年4月 日本アジア投資株式会社入社 平成12年4月 株式会社シノックス入社 平成13年4月 株式会社ドリームインキュベータ入社 平成16年1月 株式会社アートフードインターナショナル入社 平成16年6月 株式会社レインズインターナショナル入社 平成23年4月 中小企業診断士登録 平成26年5月 当社監査役就任 平成29年5月 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	-	小島 圭介	昭和43年1月28日生	平成3年4月 日本アセアン投資(現:日本アジア投資)株式会社入社 平成12年9月 株式会社ドリームインキュベータ入社 平成14年9月 Jellyfish.株式会社(現:株式会社商業藝術)代表取締役就任 平成18年10月 ヒューマン・ベース株式会社設立 代表取締役社長就任(現任) 平成22年7月 当社監査役就任 平成27年12月 株式会社オークファン 監査役就任(現任) 平成29年5月 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	-	徐 進	昭和43年7月25日生	平成7年4月 三菱電機株式会社入社 平成8年6月 株式会社クロスウェイ入社 平成12年4月 株式会社アクセスポート(現JWord株式会社)入社 平成15年3月 有限会社泰進設立 代表取締役就任 平成19年2月 株式会社エスプール 常勤監査役(現任) 平成22年2月 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ監査役(現任) 平成22年6月 株式会社わーくはびねず農園(現:株式会社エスプールプラス)監査役(現任) 平成25年12月 株式会社エスプールロジスティクス監査役(現任) 平成26年11月 株式会社エスプールセールスサポート監査役(現任) 平成26年12月 当社監査役就任 平成27年2月 株式会社エスプールエンジニアリング監査役(現任) 平成29年5月 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	
計						3,555,000

(注)1. 取締役中垣徹二郎、佐々木陽三朗、小島圭介、徐進は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 佐々木 陽三朗、委員 小島 圭介、委員 徐 進

なお、佐々木 陽三朗は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員をすることにより実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。

3. 平成29年5月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

4. 平成29年5月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

5. 平成29年5月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、日本発ファッション・スタイルを世界へ広める使命を持ったファッション・カンパニーとして、継続的な成長、企業価値の拡大、経営の安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制をより強固にすることが重要な経営責務であると認識しております。また、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーの利益を尊重しつつ、公正で透明性の高い経営、経営監視機能の強化、経営効率の向上、法令遵守の徹底に努めております。このような考え方に基づき、当社は、平成29年5月26日より、取締役会が実効性の高い監督を行うとともに、重要な業務執行の一部を業務執行取締役委任することを可能とする「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

2. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の内容

イ. 取締役会

取締役会は取締役7名（うち4名は社外取締役）で構成され、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督しており、原則として月1回開催しております。取締役会においては、法令で定められた事項及び取締役会規程等に定められた重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の監視・監督を行っております。また、必要の都度、臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打ち合わせ等を行っており、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は、全員が社外取締役である監査等委員3名で構成され、委員長は常勤の監査等委員が務め、毎月1回および必要に応じて随時開催してまいります。

監査等委員会は、株主からの委託を受け、独立した客観的な立場において、取締役の職務の執行を監査・監督し、当社の健全で持続的な成長を確保する責任を負っております。なお、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人等と連携して監査を実施してまいります。

ハ. 会計監査人

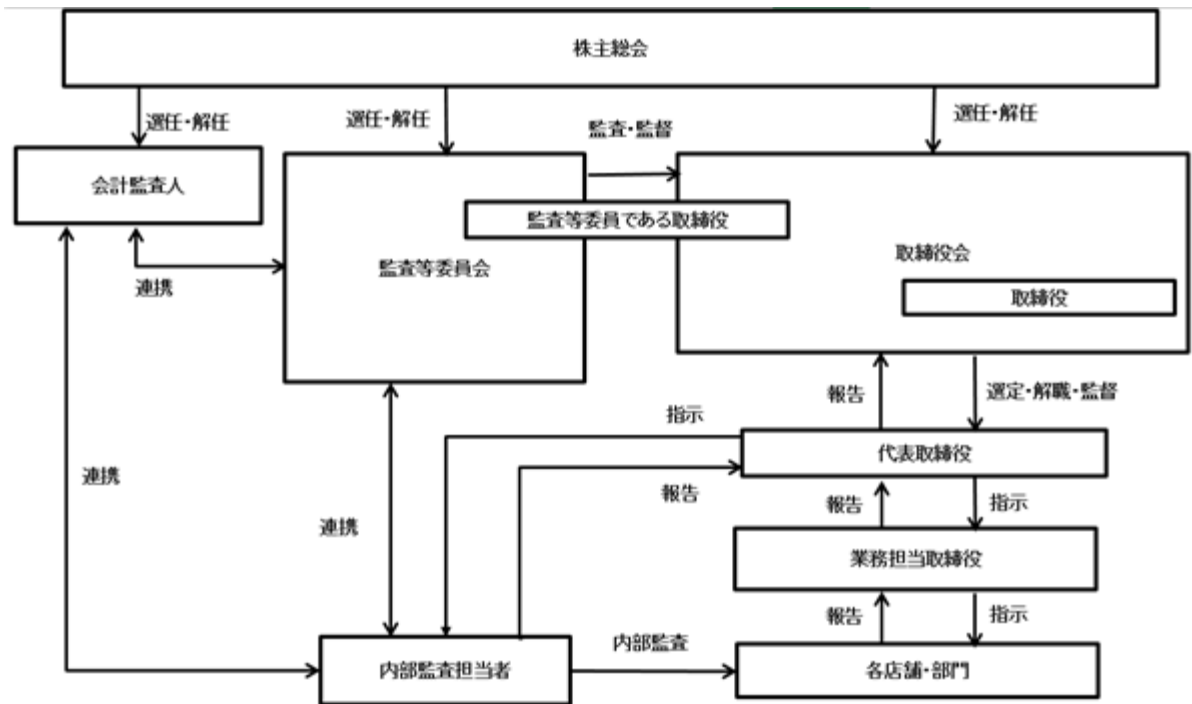
当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

有限責任監査法人トーマツは、平成29年5月26日の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。新たな会計監査人として、三優監査法人が同定時株主総会において選任されました。

ニ. 内部監査担当者

当社は代表取締役CEO直轄で内部監査担当者5名（管理部3名、事業部2名）を選任しております。当該担当者が年間計画及び代表取締役CEOからの指示に基づいて内部監査を実施し、代表取締役CEOに報告しております。当該担当者は監査結果を受け被監査部門に監査結果及び改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行っております。また、当該担当者は随時、監査等委員及び会計監査人と連携し情報共有しております。

有価証券報告書提出日（平成29年5月30日）現在における、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は以下のとおりであります。



内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第399条の13第1項第1号八及び会社法施行規則第110条の4（平成29年5月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する前においては第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条）に基づき、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「企業行動指針」を定める。
- (2) 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査等委員である取締役の監査を受け、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- (4) 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、不正行為等の防止を図る。
- (5) 取締役が当社全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。
- (6) 代表取締役CEO直轄にて内部監査業務担当者を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役にも報告され、経営力の強化を図る。
- (7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。
- (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。
- (3) 情報セキュリティに関する規程等を制定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。また、個人情報については個人情報保護管理規程に基づき厳重に管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- (3) 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、取締役会において適宜報告を行い、必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士などに相談及び確認をする。

二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
- (3) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。
- (4) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。
- (5) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ホ．当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備については、定期的に子会社から当社へ業務執行・財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、子会社の業務の適正を図るなど、企業集団としての業務の適正を確保するための体制をとる。

ヘ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、監査等委員会補助者という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。

ト．監査等委員会補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の監査等委員会補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査等委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 監査等委員会補助者の職務は監査等委員会の補助専任とし、他の一切の兼任を認めないものとする。

チ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。
- (3) 取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- (4) 報告を受けた者は、報告を行ったものが不利な扱いを受けることが無いように注意する。

リ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができない。
- (2) 監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

ヌ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会には法令に従い社外取締役を含み、対外透明性を確保する。
- (2) 監査等委員会は、代表取締役CEOと定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査等委員は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。
- (4) 監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当者は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- (5) 監査等委員会は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

ル．反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- (2) 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

イ．内部監査

当社は、未だ少人数による組織体制であるため、独立した内部監査専任部署は設けておりませんが、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査担当者は監査等委員及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、部門相互監査を行うため、管理本部の責任者が兼務する内部監査責任者が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーする業務監査を実施し、代表取締役が任命する、管理本部以外に所属する内部監査担当者が管理本部の業務監査を実施し、必要に応じて改善を促し、フォローアップを行うことにより内部統制の維持改善を図っております。

ロ．監査等委員会監査

監査等委員は、取締役会やその他重要な会議へ出席することによりコーポレート・ガバナンスのあり方やそれに基づき企業運営の状況を監視するとともに、常勤監査等委員を中心として、業務及び財産の状況調査等を行うことにより、取締役の業務執行を含む日常の業務内容を監査しております。当社では監査等委員3名の全員が社外取締役であり、それぞれがこれまでに培った専門的経験を活かし、第三者的な観点より経営に関する監視、助言を行うことにより、監査体制の強化を図っております。

監査等委員は、取締役会に必ず出席し、意見又は質問を述べるとともに、面談等により取締役から業務執行の状況について聴取や報告を受け、また、重要書類の閲覧等を行うことで、実効性の高い経営の監視に取り組んでおります。

また、監査計画に基づく監査の他に、会計監査人や内部監査担当者との情報交換を積極的に行い、監査の客観性、緻密性、効率性及び網羅性を高めるとともに、知識の共有も図っております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計処理・決算内容等についての監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりです。なお、継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 宮崎 大
指定有限責任社員 業務執行社員 浅井 則彦

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名、その他 5名

有限責任監査法人トーマツは、平成29年5月26日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。なお、後任の会計監査人につきましては、同定時株主総会において、三優監査法人を選任しております。

社外取締役との関係

本書提出日現在、当社は社外取締役を4名（うち、監査等委員である取締役3名）選任しております。

各社外取締役と当社との間に、当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の中垣徹二郎は長年にわたるベンチャーキャピタル業界での経験を有しており、国内外のさまざまな業種のベンチャー企業に関する動向に精通していることから、経営戦略面からの意見具申などを期待して、招聘しております。

社外取締役の佐々木陽三朗は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して、招聘しております。

社外取締役の小島圭介は、ベンチャーキャピタル業界での経験と外食企業経営の経験を有しており、当社が事業を拡大していく中での出店戦略上のリスクや人事マネジメント上のリスクを回避するための助言・提言を期待して、招聘しております。

社外取締役の徐進は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待して、招聘しております。

3. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制としては、法令等の施行に合わせて適時規程を制定・改訂し、リスクに関する情報を一元的・網羅的に収集・評価しています。当該リスクの重要性に応じて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図っております。

4. 役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員等の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	70,352	70,352	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	1,200	1,200	-	-	-	1
社外監査役	7,200	7,200	-	-	-	3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社には使用人兼務役員がおりませんので、記載しておりません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、平成29年5月26日開催の株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、平成29年5月26日開催の株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員会にて決定しております。

5. 役員の責任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び第9回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含

む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款で定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備すること、及び有用な人材を迎えることができるようにすることを目的とするものであります。

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

6. 取締役の定数及び選任の決議要件

当社の監査等委員でない取締役は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款で定めております。

7. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

8. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び理由

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

また当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

9. 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並び
に当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計
上額
該当事項はありません。

投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計
上額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
12,500	1,000	13,000	1,000

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.4%
売上高基準	- %
利益基準	0.1%
利益剰余金基準	0.1%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について適時に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等の主催する研修に適宜参加し、定期的に会計基準の検討を行っております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	958,376	2,550,190
売掛金	338,853	519,569
商品	677,994	938,570
貯蔵品	3,271	4,291
繰延税金資産	39,840	77,153
その他	18,253	17,547
流動資産合計	2,036,590	4,107,323
固定資産		
有形固定資産		
建物	464,194	607,041
減価償却累計額	91,880	140,580
建物(純額)	372,313	466,461
工具、器具及び備品	36,106	47,313
減価償却累計額	18,519	26,513
工具、器具及び備品(純額)	17,586	20,800
建設仮勘定	17,668	33,197
有形固定資産合計	407,568	520,459
無形固定資産		
ソフトウェア	8,503	12,329
無形固定資産合計	8,503	12,329
投資その他の資産		
出資金	1,000	1,000
長期前払費用	4,499	3,316
差入保証金	324,537	429,798
関係会社株式	-	13,720
関係会社長期貸付金	-	8,373
繰延税金資産	9,477	17,271
投資その他の資産合計	339,514	473,479
固定資産合計	755,586	1,006,267
資産合計	2,792,176	5,113,591
負債の部		
流動負債		
買掛金	577,748	941,700
1年内返済予定の長期借入金	-	133,344
未払金	8,231	56,907
未払費用	161,682	257,315
未払消費税等	6,827	91,617
未払法人税等	131,711	331,238
賞与引当金	55,649	109,266
ポイント引当金	16,492	39,431
その他	13,027	21,341
流動負債合計	971,372	1,982,163
固定負債		
長期借入金	-	444,432
資産除去債務	5,328	5,346
固定負債合計	5,328	449,778
負債合計	976,700	2,431,942

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	260,595	263,043
資本剰余金		
資本準備金	244,595	247,043
資本剰余金合計	244,595	247,043
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,310,284	2,166,570
利益剰余金合計	1,310,284	2,166,570
自己株式	-	198
株主資本合計	1,815,476	2,676,458
新株予約権	-	5,190
純資産合計	1,815,476	2,681,648
負債純資産合計	2,792,176	5,113,591

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
売上高	6,089,221	9,356,452
売上原価		
商品期首たな卸高	392,370	677,994
当期商品仕入高	3,247,896	4,639,047
合計	3,640,266	5,317,042
商品期末たな卸高	1,677,994	1,938,570
売上原価合計	2,962,272	4,378,472
売上総利益	3,126,949	4,977,980
販売費及び一般管理費	2,466,729	2,368,715
営業利益	660,219	1,290,824
営業外収益		
受取利息	157	26
受取配当金	40	40
受取補償金	50	1,221
投資有価証券売却益	1,083	-
その他	970	811
営業外収益合計	2,300	2,099
営業外費用		
支払利息	1,002	790
上場関連費用	14,438	25,869
その他	38	108
営業外費用合計	15,479	26,769
経常利益	647,040	1,266,154
特別損失		
減損損失	-	3,27,780
特別損失合計	-	27,780
税引前当期純利益	647,040	1,238,374
法人税、住民税及び事業税	224,282	427,195
法人税等調整額	9,830	45,106
法人税等合計	214,451	382,089
当期純利益	432,588	856,285

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	37,350	21,350	21,350	877,696	877,696
当期変動額					
新株の発行	223,245	223,245	223,245		
当期純利益				432,588	432,588
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	223,245	223,245	223,245	432,588	432,588
当期末残高	260,595	244,595	244,595	1,310,284	1,310,284

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	936,396	936,396
当期変動額		
新株の発行	446,491	446,491
当期純利益	432,588	432,588
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-
当期変動額合計	879,079	879,079
当期末残高	1,815,476	1,815,476

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	260,595	244,595	244,595	1,310,284	1,310,284
当期変動額					
新株の発行	2,448	2,448	2,448		
当期純利益				856,285	856,285
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,448	2,448	2,448	856,285	856,285
当期末残高	263,043	247,043	247,043	2,166,570	2,166,570

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	-	1,815,476	-	1,815,476
当期変動額				
新株の発行		4,896		4,896
当期純利益		856,285		856,285
自己株式の取得	198	198		198
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			5,190	5,190
当期変動額合計	198	860,982	5,190	866,172
当期末残高	198	2,676,458	5,190	2,681,648

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	647,040	1,238,374
減価償却費	66,124	74,973
ソフトウェア償却費	3,068	3,665
賞与引当金の増減額(は減少)	17,911	53,616
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,130	22,938
受取利息及び受取配当金	197	66
支払利息	1,002	790
投資有価証券売却損益(は益)	1,083	-
上場関連費用	14,438	25,869
受取補償金	50	1,221
減損損失	-	27,780
売上債権の増減額(は増加)	153,936	180,716
たな卸資産の増減額(は増加)	286,465	261,595
仕入債務の増減額(は減少)	267,433	363,951
未払金の増減額(は減少)	9,390	31,108
未払費用の増減額(は減少)	46,428	95,633
未払消費税等の増減額(は減少)	37,546	84,790
その他	3,984	19,105
小計	576,633	1,598,998
利息及び配当金の受取額	197	66
利息の支払額	1,002	790
補償金の受取額	50	1,221
法人税等の支払額	228,842	227,668
営業活動によるキャッシュ・フロー	347,035	1,371,826
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	236,146	196,438
長期前払費用の取得による支出	2,385	1,928
ソフトウェアの取得による支出	4,769	7,491
資産除去債務の履行による支出	-	4,130
差入保証金の差入による支出	118,750	145,924
差入保証金の回収による収入	-	36,201
投資有価証券の取得による支出	515	-
投資有価証券の売却による収入	1,598	-
関係会社株式の取得による支出	-	13,720
関係会社貸付けによる支出	-	8,373
投資活動によるキャッシュ・フロー	360,968	341,806
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	261,620	-
長期借入れによる収入	-	600,000
長期借入金の返済による支出	49,613	22,224
上場関連費用の支出	14,438	25,869
株式の発行による収入	446,491	4,896
自己株式の取得による支出	-	198
新株予約権の発行による収入	-	5,190
財務活動によるキャッシュ・フロー	120,820	561,793
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	106,887	1,591,813
現金及び現金同等物の期首残高	851,489	958,376
現金及び現金同等物の期末残高	958,376	2,550,190

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く) 定額法を採用しております。

その他

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金

顧客に付与された当社ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日) を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
当座貸越極度額の総額	600,000千円	800,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	600,000	800,000

(損益計算書関係)

- 1 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
	3,790千円	4,413千円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度82%、当事業年度79%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度18%、当事業年度21%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
地代家賃	709,053千円	1,017,660千円
販売手数料	487,155	760,199
役員報酬	68,400	78,752
給与及び手当	459,695	648,498
賞与	19,828	40,256
賞与引当金繰入額	55,649	109,758
減価償却費	66,124	74,973
ソフトウェア償却費	3,068	3,665

3 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
大阪府大阪市北区	STUDIOUS TOKYO 梅田店	建物(建物附属設備を含む) 及び工具器具備品

当社は、原則として、事業用資産については各店舗を基準としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(27,780千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物(建物附属設備を含む)26,623千円及び工具器具備品1,157千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成27年3月1日至平成28年2月29日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2、3	2,050	2,217,050	-	2,219,100
合計	2,050	2,217,050	-	2,219,100
自己株式				
普通株式(注)1、3	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1.当社は、平成27年5月27日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2.普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	2,047,950株
有償一般募集(ブックビルディング方式)による増加	119,000株
有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による増加	50,100株

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1、2	2,219,100	11,239,500	-	13,458,600
合計	2,219,100	11,239,500	-	13,458,600
自己株式				
普通株式（注）1、3	-	106	-	106
合計	-	106	-	106

（注）1. 当社は、平成28年3月1日付で普通株式1株につき3株、平成28年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 11,095,500株
ストック・オプションの行使による増加 144,000株

3. 普通株式の自己株式数の増加106株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5,190
	合計	-	-	-	-	-	5,190

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
現金及び預金勘定	958,376千円	2,550,190千円
現金及び現金同等物	958,376	2,550,190

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に長けた金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、売掛金に係る与信先は主に大手デベロッパーやクレジットカード会社であります。

不動産貸借等物件に係る差入保証金は、差入先・預託先の経済的破綻によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

また、差入保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

投資有価証券については、リターンがリスクに比して高く、また、理論的に考えられる最大の損害額が少額であり、短期間で投資回収を図れる見込みがある場合に取得し、結果に関わらず短期に売却しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年2月29日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	958,376	958,376	-
(2) 売掛金	338,853	338,853	-
(3) 出資金	1,000	1,000	-
(4) 差入保証金	324,537	324,537	-
資産計	1,622,768	1,622,768	-
(1) 買掛金	577,748	577,748	-
(2) 未払金	8,231	8,231	-
(3) 未払費用	161,682	161,682	-
(4) 未払法人税等	131,711	131,711	-
(5) 未払消費税等	6,827	6,827	-
負債計	886,201	886,201	-

(注) 1. 金融商品の時価等に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 出資金

出資金は全て取引金融機関に対するものであり、取引解消に至った場合は額面で返却されるものであるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

貸借対照表に計上した差入保証金の価額については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。但し、対応する残存期間の国債金利が負である場合は、時価を簿価と合わせることとしております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成29年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,550,190	2,550,190	-
(2) 売掛金	519,569	519,569	-
(3) 出資金	1,000	1,000	-
(4) 差入保証金	429,798	429,078	720
(5) 関係会社長期貸付金	8,373	8,373	-
資産計	3,508,931	3,508,211	720
(1) 買掛金	941,700	941,700	-
(2) 未払金	56,907	56,907	-
(3) 未払費用	257,315	257,315	-
(4) 未払消費税等	91,617	91,617	-
(5) 未払法人税等	331,238	331,238	-
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	577,776	578,192	416
負債計	2,256,556	2,256,972	416

(注) 1. 金融商品の時価等に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 出資金

出資金は全て取引金融機関に対するものであり、取引解消に至った場合は額面で返却されるものであるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

貸借対照表に計上した差入保証金の価額については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。但し、対応する残存期間の国債金利が負である場合は、時価を簿価と合わせることとしております。

(5) 関係会社長期貸付金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
関係会社株式	-	13,720

関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成28年2月29日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	955,239	-	-	-
売掛金	338,853	-	-	-
差入保証金	24,699	12,836	287,002	-
合計	1,318,791	12,836	287,002	-

当事業年度（平成29年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,545,491	-	-	-
売掛金	519,569	-	-	-
差入保証金	-	36,877	392,920	-
関係会社長期貸付金	-	-	8,373	-
合計	3,065,061	36,877	401,293	-

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成28年2月29日）

期中に長期借入金を全額返済したため、該当事項はありません。

当事業年度（平成29年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	133,344	133,344	311,088	-	-	-
合計	133,344	133,344	311,088	-	-	-

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額13,720千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 2名 当社従業員 38名	当社従業員 40名	当社役員 6名 当社従業員 33名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 1,350,000株	普通株式 1,026,000株	普通株式 252,000株	普通株式 346,000株
付与日	平成24年4月27日	平成25年12月27日	平成26年12月13日	平成28年8月31日
権利確定条件	新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	(注2)	(注3)	(注4)
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年4月27日 至 平成34年4月26日	自 平成27年12月20日 至 平成33年12月19日	自 平成28年12月13日 至 平成33年12月19日	自 平成29年6月1日 至 平成33年8月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、平成27年5月27日付株式分割(1株につき1,000株の割合)、平成28年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)、平成28年9月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第2回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。

- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- ・新株予約権者は、以下に定める日のいずれか遅い日から平成33年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

平成27年12月20日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場した日から1年を経過した日

3. 第3回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。

- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- ・新株予約権者は、以下に定める日のいずれか遅い日から平成33年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

平成28年12月13日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場した日から2年を経過した日

4. 第4回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権者は、平成29年2月期から平成31年2月期のいずれかの期の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)におけるのれん償却前営業利益が下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(b)に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

(a) 1,000百万円を超過した場合: 行使可能割合: 50%

(b) 1,200百万円を超過した場合：行使可能割合：100%

ただし、平成29年2月期から平成31年2月期のいずれかの期におけるのれん償却前営業利益が660百万円を下回った場合には、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	900,000	204,000	-
付与	-	-	-	346,000
失効	-	6,000	12,000	-
権利確定	-	894,000	-	-
未確定残	-	-	192,000	346,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	1,350,000	-	-	-
権利確定	-	894,000	-	-
権利行使	-	144,000	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	1,350,000	750,000	-	-

(注) 平成27年5月27日付株式分割(1株につき1,000株の割合)、平成28年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)、平成28年9月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	17	34	79	1,476
行使時平均株価 (円)	-	2,190	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	15

(注) 平成27年5月27日付株式分割(1株につき1,000株の割合)、平成28年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)、平成28年9月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の単価は、ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であったため、単位あたりの本源的価値を見積る方式により算定しております。また、単位あたりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

当事業年度において付与された、第4回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第4回ストック・オプション
株価変動性(注)1	39.52%
満期までの期間	5年
予想配当(注)2	0円/株
無リスク利率(注)3	0.356%

(注)1. 当社は上場後2年に満たないため、満期までの期間(5年間)に応じた直近の期間における、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 平成28年2月期の配当実績によっております。

3. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	6,904,416千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	310,458千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産		
未払賞与	18,420千円	33,719千円
未払社会保険料	2,543	4,699
ポイント引当金	5,459	12,168
未払事業税	10,132	23,008
未払事業所税	996	1,192
たな卸資産評価損	1,254	1,362
減損損失	2,643	8,615
一括償却資産償却超過額	1,555	2,493
敷金	5,104	5,907
資産除去債務	1,763	1,650
その他	1,116	1,002
繰延税金資産計	50,990	95,819
資産除去債務に対応する除去費用	1,672	1,395
繰延税金負債計	1,672	1,395
繰延税金資産の純額	49,317	94,424

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
税額控除	3.7	3.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
住民税均等割	0.4	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.6	0.5
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1	30.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(持分法損益等)

当社には持分法を適用すべき関連会社はなく、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は本社建物及び各店舗の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、退去時における原状回復費用等の見積り額が差入保証金の額を超えない店舗に関しては、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当事業年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
1株当たり純資産額	136.35円	198.87円
1株当たり当期純利益金額	33.86円	64.06円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	28.68円	54.66円

- (注) 1. 当社は、平成27年9月2日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から前事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は平成27年5月27日付で株式1株につき1,000株、平成28年3月1日付で株式1株につき3株、平成28年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当事業年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	432,588	856,285
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	432,588	856,285
期中平均株式数(株)	12,776,603	13,367,097
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,308,259	2,299,330
(うち新株予約権(株))	(2,308,259)	(2,299,330)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	464,194	187,322	44,475 (26,623)	607,041	140,580	66,551	466,461
工具、器具及び備品	36,106	12,792	1,584 (1,157)	47,313	26,513	8,421	20,800
建設仮勘定	17,668	54,409	38,880	33,197	-	-	33,197
有形固定資産計	517,969	254,524	84,940 (27,780)	687,552	167,093	74,973	520,459
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	23,681	11,352	3,665	12,329
無形固定資産計	-	-	-	23,681	11,352	3,665	12,329
長期前払費用	9,751	1,928	500	11,180	7,863	3,111	3,316

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額 (千円)	UNITED TOKYO 福岡店	30,261	本社	24,164
	減少額 (千円)	STUDIOUS WOMENS 渋谷店			13,454
建設 仮勘定	増加額 (千円)	UNITED TOKYO 横浜店	29,201	STUDIOUS CITY 名古屋店	14,544
	減少額 (千円)	STUDIOUS CITY 新宿店	15,120	STUDIOUS CITY 名古屋店	14,976

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	-	133,344	0.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	444,432	0.1	平成30年~31年
合計	-	577,776	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	133,344	311,088	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	55,649	109,266	55,649	-	109,266
ポイント引当金	16,492	39,431	16,492	-	39,431

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	4,698
預金	
普通預金	2,545,491
小計	2,550,190
合計	2,550,190

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社スタートトゥデイ	138,594
株式会社ルミネ	110,057
株式会社パルコ	98,804
JR西日本SC開発株式会社	38,698
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	29,904
その他	103,510
合計	519,569

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
338,853	9,952,906	9,772,189	519,569	95.0	15.7

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．商品

品目	金額(千円)
商品	
STUDIOUS店舗向け商品	679,398
UNITED TOKYO店舗向け商品	263,585
棚卸資産評価損	4,413
合計	938,570

固定資産

イ．差入保証金

相手先	金額(千円)
店舗貸借保証金・敷金	379,491
その他	50,306
合計	429,798

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社清松貿易	218,050
スタイレム株式会社	45,344
株式会社オウル	37,963
株式会社シャンツ	29,229
瀧定名古屋株式会社	24,062
その他	587,050
合計	941,700

ロ．未払費用

区分	金額(千円)
株式会社スタートトゥデイ	67,538
従業員給与等	52,831
株式会社ルミネ	30,642
株式会社バルコ	23,763
その他	82,540
合計	257,315

ハ．未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	217,457
未払住民税	39,210
未払事業税	74,570
合計	331,238

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,880,442	3,610,292	6,387,706	9,356,452
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	220,829	347,158	808,622	1,238,374
四半期(当期)純利益金額(千円)	147,768	232,323	541,227	856,285
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	11.10	17.45	40.59	64.06

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	11.10	6.35	23.10	23.41

(注) 当社は、平成28年3月1日付で株式1株につき3株、平成28年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.tokyobase.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集株式新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第8期）（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）平成28年5月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年5月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第9期第1四半期）（自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日）平成28年7月15日関東財務局長に提出

（第9期第2四半期）（自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日）平成28年10月14日関東財務局長に提出

（第9期第3四半期）（自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日）平成29年1月11日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年5月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成28年7月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成28年8月31日関東財務局長に提出

平成28年7月15日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

株式会社TOKYO BASE

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 則彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TOKYO BASE(旧社名 株式会社STUDIOUS)の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TOKYO BASE(旧社名 株式会社STUDIOUS)の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。